

議案第61号

戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行を芽室町が倶知安町へ委託することに関し、次のとおり規約を定めるための協議をすることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議決を求める。

令和2年9月1日提出

芽室町長 手島 旭

戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約

（委託事務）

第1条 芽室町（以下「委託町」という。）は、戸籍に係る電子情報処理組織の事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を倶知安町（以下「受託町」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、受託町の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）に定めるところによる。

2 受託町の長は、受託する事務の管理及び執行について適用される受託町の条例等を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ委託町の長に通知しなければならない。

（経費の負担等）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費については、北海道自治体情報システム協議会（以下「協議会」という。）における戸籍システム運用に係る負担金にて包含されているため、ここでは定義しない。

（連絡会議）

第4条 受託町及び委託町の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を行うため、協議会の運営する会議において定期的に連絡会議を開催するものとする。

（補則）

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、協議会の運営する会議において協議して定める。

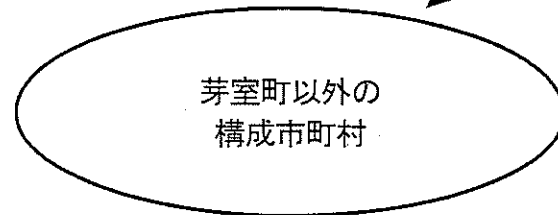
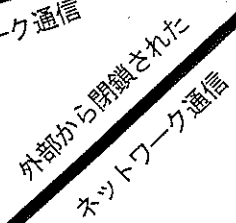
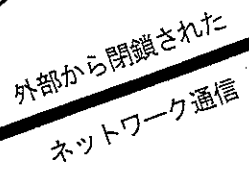
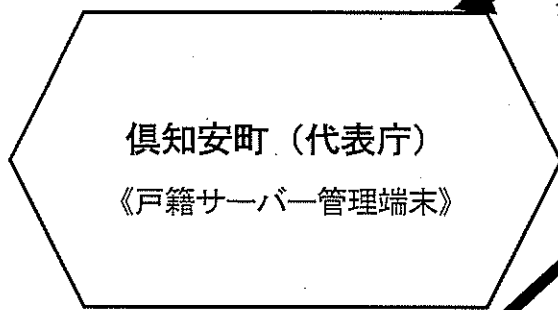
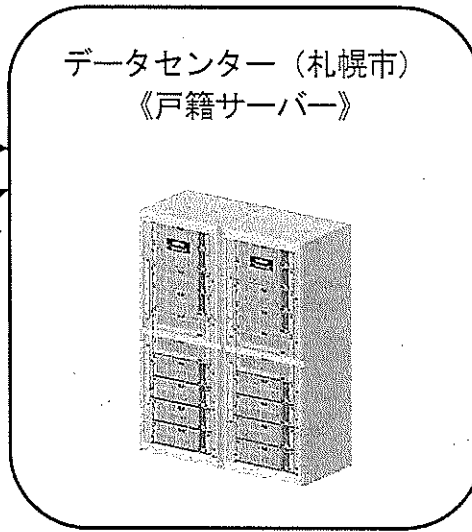
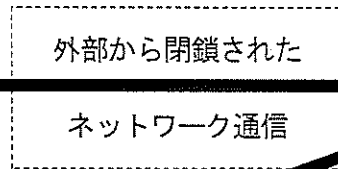
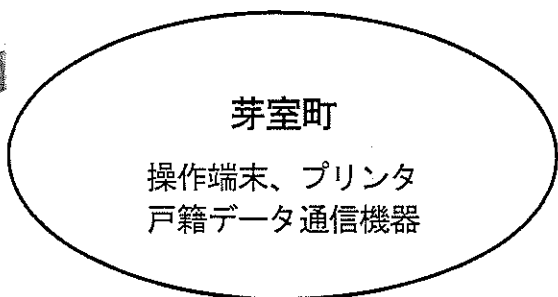
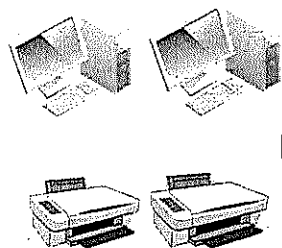
附 則

この規約は、令和3年1月1日から施行する。

## 説 明

戸籍システムの共同利用による戸籍事務を行うに当たり、その事務を倶知安町に委託することについて協議するため、地方自治法第252条の14第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

# 【戸籍システム共同利用の仕組み】…運営主体：北海道自治体情報システム協議会



## 代表庁の役割

- ①日次作業
  - ・システム動作確認
  - ・バックアップ確認
  - ・バックアップメディア交換
- ②月次作業
  - ・システム再起動処理
- ③年次作業
  - ・システムのバージョンアップ

・戸籍システムを共同利用する市町村は、1グループ最大10市町村で構成され、その内の1市町村が代表庁となり、戸籍総合システムを運用します。（現在3グループ、23市町村が利用。本年度新たに4町村が加入予定）

・この共同利用による戸籍システムの運用に当たっては、芽室町は地方自治法に基づき、倶知安町（代表庁）に事務委託する必要があります。

※芽室町と倶知安町との間で、直接、戸籍データの通信を行うことはありません。